

令和2年度

第2回酒田市国民健康保険運営協議会

次 第

日時：令和2年11月24日（火）

午後1時30分～

場所：市役所3階 第一・二委員会室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 諮問案件の提出
- 4 市長あいさつ
- 5 諮 問
(1) 酒田市国民健康保険税条例の一部改正について
- 6 答 申
- 7 協議案件
(1) 令和2年度 酒田市国民健康保険特別会計12月補正予算（案）について
- 8 その他
(1) 国保運営協議会の運営等について
(2) 山形県国保運営方針（中間見直し版）案の概要について
(3) 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する国民健康保険における傷病手当金の支給に係る適用期限の延長について
(4) 固定資産税の課税誤りに伴う国民健康保険税の取扱いについて
- 9 閉 会

令和2年度 第2回

酒田市国民健康保険運営協議会資料

酒田市健康福祉部国保年金課

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

1. 改正の内容

平成30年度税制改正において、「働き方改革」を後押しする観点から、給与所得控除や公的年金等控除を10万円引き下げるとともに、基礎控除を10万円引き上げることとされたことから、国保税や保険給付の負担水準に関し、意図せざる影響や不利益が生じないよう地方税法施行令の一部改正を行い、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、被保険者のうち一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加える等、所要の改正を行うものです。

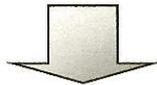
(1) 保険料軽減判定基準に係る見直し

<現行>

7割軽減：基礎控除額(33万円)

5割軽減：基礎控除額(33万円) + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)

2割軽減：基礎控除額(33万円) + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)



<改正後>

7割軽減：基礎控除額 (43万円) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

5割軽減：基礎控除額 (43万円) + 28.5万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

2割軽減：基礎控除額 (43万円) + 52万円 × (被保険者数 + 特定同一世帯所属者数)
+ 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(2) 条文の整備

第11条の2、附則第7項

2. 施行期日

令和3年1月1日

酒田市国民健康保険税条例対照表

改正前	改正後
<p>本則</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円</p>	<p>本則</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいう。給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円</p>

を越えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

に被保険者及び特定同一世帯

所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

に被保険者及び特定同一世帯

所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条の2において同じ。)であつて、第25条の2に規定する申告書を提出したものである場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得

に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第11条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第25条の2において同じ。)であつて、第25条の2に規定する申告書を提出したものである場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第11条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得

金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附 則

1～6 (略)

7 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第11条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」
とする。

8～20 (略)

金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)」とする。

附 則

1～6 (略)

7 (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)
7 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上の者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第11条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

8～20 (略)

令和2年度12月補正予算(案)の概要について

国民健康保険特別会計 144,069千円

【歳入】

- | | |
|----------------------------|-----------|
| 1. 県支出金 | 814千円 |
| 国保システムの改修に伴う補助金の交付見込みによる増額 | |
| 《内訳》 | |
| (県補助金) 保険給付費等交付金(特別交付金) | |
| 2. 繰入金 | 143,255千円 |
| 《内訳》 | |
| (一般会計繰入金) 一般会計繰入金 | 208千円 |
| 賦課徴収費の増に伴う増額 | |
| (基金繰入金) 国保財政調整基金繰入金 | 143,047千円 |
| 財源調整による増額 | |

【歳出】

- | | |
|------------------------------------|-----------|
| 1. 総務費 | 1,022千円 |
| 《内訳》 | |
| 一般管理費 | 814千円 |
| 国保システムの改修に伴う委託料の増額 | |
| 賦課徴収費 | 208千円 |
| 固定資産税課税誤りによる国保税変更通知書作成のための印刷製本費の増額 | |
| 2. 諸支出金 | 143,047千円 |
| 《内訳》 | |
| 一般還付金 | 6,494千円 |
| 固定資産税課税誤りによる一般被保険者分の国保税還付金の増額 | |
| 退職還付金 | 420千円 |
| 固定資産税課税誤りによる退職被保険者等分の国保税還付金の増額 | |
| 償還金 | 136,133千円 |
| 令和元年度県保険給付費等交付金(普通交付金)の確定に伴う増額 | |

令和2年度 国保特別会計12月補正予算(案)

【歳入】

科 目	当初	4月補正	9月補正	12月補正	計
国民健康保険税	1,812,600				1,812,600
使用料及び手数料	901				901
国庫支出金	8,930				8,930
(国庫補助金) 災害臨時特例補助金	50				50
(国庫補助金) 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	8,880				8,880
県支出金	7,573,722	400		814	7,574,936
(県補助金) 保険給付費等交付金(普通交付金)	7,412,400				7,412,400
(県補助金) 保険給付費等交付金(特別交付金)	161,322	400		814	162,536
財産収入	661				661
国保財政調整基金利子収入	661				661
繰入金	1,110,440			143,255	1,253,695
(一般会計繰入金) 一般会計繰入金	307,733			208	307,941
(一般会計繰入金) 保険基盤安定制度繰入金	548,273				548,273
(基金繰入金) 国保財政調整基金繰入金	254,434			143,047	397,481
繰越金	2		100,065		100,067
療養給付費繰越金	1		98,411		98,412
その他繰越金	1		1,654		1,655
諸収入	17,913				17,913
(雑入) 延滞金及び過料	10,401				10,401
(雑入) 滞納処分費	1				1
(雑入) 第三者納付金	5,000				5,000
(雑入) 返納金	2				2
(雑入) 償還金	2,508				2,508
(雑入) 雑入	1				1
計	10,525,169	400	100,065	144,069	10,769,703

【歳出】

科 目	当初	4月補正	9月補正	12月補正	計
総務費	215,400			1,022	216,422
保険給付費	7,451,512	400			7,451,912
一般被保険者療養給付費	6,352,000				6,352,000
退職被保険者等療養給付費	1,409				1,409
一般被保険者療養費	47,520				47,520
退職被保険者等療養費	1,032				1,032
一般被保険者高額療養費	994,800				994,800
退職被保険者等高額療養費	1,200				1,200
一般被保険者高額介護合算療養費	1,300				1,300
退職被保険者等高額介護合算療養費	100				100
移送費	100				100
出産育児一時金	18,900				18,900
葬祭費	10,200				10,200
傷病手当金		400			400
審査支払手数料	22,951				22,951
国民健康保険事業費納付金	2,722,302				2,722,302
医療給付費分	1,892,100				1,892,100
後期高齢者支援金等分	613,140				613,140
介護納付金分	217,062				217,062
共同事業拠出金	10				10
保健事業費	111,876				111,876
基金積立金	661		100,065		100,726
国保財政調整基金積立金	661		100,065		100,726
諸支出金	18,408			143,047	161,455
償還金	15,900			143,047	158,947
高額療養費貸付金	2,130				2,130
出産育児一時金貸付金	378				378
予備費	5,000				5,000
計	10,525,169	400	100,065	144,069	10,769,703

国保運営協議会の運営等について

1 公開する会議録例（案）

令和2年度酒田市国民健康保険運営協議会（第1回）

日 時：令和2年8月6日（木）午後1時30分～午後2時47分

場 所：市役所3階 第一・二委員会室

出席委員：阿波由紀委員、池田賢委員、三浦由美委員、石黒まさ子委員、菅原貴子委員……

市 側：副市長、健康福祉部長、税務課長、納税課長、健康課長、介護保険課長……

会議録署名委員：石黒まさ子委員、堀緑委員

資 料

令和2年度第1回酒田市国民健康保険運営協議会資料

～以下省略～

「会 長」

ただいまの件について、委員の皆さんから質問や意見はございませんか。

「A委員」

40歳の未受診者に対するクーポンは何名に送ったうちの64名だったのか……

「国保係長」

実施人数は150人で、そのうち受診者が64人だったということです。受診率も……

「B委員」

酒田市の収納状況が県内の主要な都市と比べて目立って良いわけですが……

「納税課長」

本市では平成26年度から税以外も含め、滞納額が多額の案件に専門的に当たる……

【参考】第55回全国健康保険協会山形支部評議会議事録

I. 開催日時 令和2年9月17日（木）午後1時55分～午後3時50分

II. 開催場所 山形国際ホテル

III. 出席者 安藤枝美子評議員、市村清勝評議員、和泉田保一評議員、伊藤陽介評議員……

IV. 議 題

1. データ分析結果の報告

(1) 山形支部基礎データ

～以下省略～

V. 議事概要

各議題につき、事務局より資料に基づき説明。主な意見等は以下の通り

1. データ分析結果の報告

企画総務グループ長より説明

【議長（和泉田評議員）】

今回の会議は去年から年間スケジュールの中で1回増えた会議であると記憶しているが……

【事務局（企画総務グループ長）】

その通りである。

【市村評議員】

各リスク定義について見てみると、腹囲リスクについては腹囲が男性で85cm以上……

【遠藤靖彦評議員】

医療費の3要素の分解というところを見ていて、P12、13のところだが……

2 会議の開催回数及び案件

第1回（8月上旬）

< 協議案件 >

- ・ 国民健康保険特別会計決算について
- ・ 国民健康保険税の収納状況について（前年度分）
- ・ 国民健康保険特別会計9月補正予算（案）について

第2回（11月下旬～12月上旬）※年2回の場合は開催せず

< 協議案件 >

- ・ 仮算定による翌年度国保事業費納付金及び標準保険料率について
- ・ 国民健康保険特別会計12月補正予算（案）について

第3回（2月上旬）

< 協議案件 >

- ・ 国民健康保険特別会計3月補正予算（案）について
- ・ 国民健康保険税の収納状況について（現年度分）
- ・ 国民健康保険特別会計予算（案）について
- ・ 令和3年度国民健康保険事業計画（案）について

< 報告案件 >

- ・ 国民健康保険税条例の一部改正について（課税限度額及び軽減判定所得の見直し）
※従来4月に開催していた案件

「山形県国民健康保険運営方針(中間見直し版)案」の概要

第1章 基本事項

- 策定の目的
 - ・ 県と市町村は、国民健康保険の事務を共同で共通認識の下で実施するとともに、市町村事業の広域化や効率化を推進するため、県が県内統一の国民健康保険の運営方針を定める。
- 対象期間
 - ・ 6年間(平成30年度～令和5年度)
 - ・ 中間年となる令和2年度に中間見直しを行い、残りの対象期間において、引き続き財政運営安定化を図りつつ、都道府県単位の趣旨の深化を図る。

第3章 納付金及び保険税(料)の標準的な算定方法について

○ 改革後の国保財政の運営方法 = 「納付金制度」

- ・ 県は市町村ごとの国保事業費納付金を決定し、標準保険税率を提示し、市町村が保険給付に必要な費用を市町村に全額支払う。
- ・ 市町村は保険税(料)率を決定、賦課・徴収し、県に国保事業費納付金を納める。

【納付金の算定方法】

県が推計した医療費等を県内市町村が医療費水準、所得水準に応じて負担する。

- ・ 算定方法は、所得水準制・被保険者数制・世帯数制を用いる3方式とする。
- ・ 納付金算定における医療費水準や所得水準は、調整等を行わず全て納付金に反映させるものとする。
- ・ 納付金(医療分)の対象とする経費は、療養の給付、療養費、審査支払手数料、その他県と市町村が合意した経費 等とする。
- ・ レセプト1件あたり80万円超の高額医療費は各市町村の共同負担とする。

【標準保険税(料)率の算定方法】

市町村間の保険税(料)の比較を可能とするため、県は統一的な算定方法により、市町村ごとの市町村標準保険税(料)率を算定・公表する。

- ・ 算定方法は、所得制・均等制・平等制を用いる3方式とする。
- ※ 標準保険税(料)率は、他市町村との比較を可能とするための値であり、各市町村が被保険者に実際に賦課する保険税(料)率は、市町村が定める。

第4章 市町村における保険税(料)の徴収の適正な実施

- 保険税(料)の収納率の現状
 - ・ H29: 県94.35% 全国15位
- 目標収納率の設定
 - ・ 県全体目標: H27全国5位の水準(94.16%)
 - ・ 県単目標: H27全国5位の水準(94.16%)
 - ・ 市町村ごとの目標収納率を設定
- 収納率向上の取組
 - ・ 口座振替の推進
 - ・ 保険税(料)の納付手段の多様化 など

第5章 市町村における保険給付の適正な実施

- 市町村の保険給付の点検の状況
 - ・ レセプト点検による一人あたり財政効果額 (H29: 県4,695円、全国2,051円)
- 県による保険給付の点検、事後調整
 - 療養費支給の適正化
 - レセプト点検、第三者行為求償事務の取組強化
 - 県内市町村間異動にともなう高額療養費の多額回該当の引継ぎの実施

第2章 国保の現状と将来の見通し

- 市町村国保の現状と将来の見通し
 - ・ 被保険者数1万人未満の小規模保険者(市町村)が多い(県H27: 81.3%⇒H29: 81.3%)
 - ・ 被保険者の減少(県H20: 320千人⇒H27: 265千人⇒H29: 240千人)
 - ・ 高齢の被保険者(65歳～74歳)の割合が全国よりも高い(H27: 県41.7% 全国38.9% ⇒ H29: 県47.0% 全国42.2%)
 - ・ 1人当たり医療費の増加(県H20: 282千円 ⇒ H27: 362千円 ⇒ H29: 379千円) ⇒ 医療費は増加傾向と被保険者は減少傾向 = 国保の財政運営は厳しい。

【財政安定化基金の活用】

医療給付費の増、保険料収入の不足等により財源不足となった際に、保険者に貸付・交付を行うため、財政安定化基金を活用する。

【保険税(料)の激変緩和措置】

被保険者の保険税(料)負担算定の基礎となる、納付金の増加率が一定水準を超える場合には、以下の激変緩和措置を講じる。

- ・ 納付金算定過程において、医療費水準や所得水準の反映度合いを調整し、全体的に増減を緩和する。
- ・ 県繰入金や財政安定化基金を活用し、市町村個別の状況に対応した激変緩和を実施する。
- ・ 激変緩和措置の対象となった市町村は、当該措置終了期間までに、計画的な税率見直しを検討する。

【決算剰余金の活用】

納付金の減算調整や、将来的な医療費水準の変動等に備えた基金への積立等の財源として、決算剰余金を活用する。

【保険税(料)水準の統一に係る議論】

次期運営方針への反映を目標に、保険税(料)水準統一に関する議論を深める。

- ・ 新たに作業部会を設置し、統一の範囲、目標年次、前提条件等について協議を進める。

第6章 医療に要する費用の適正化の取組

- 医療費適正化に向けた取組状況
 - ・ 特定健康診査受診率: 県47.0% 全国37.2%
 - ・ 後発医薬品使用割合: 県74.4% 全国70.2%
- 医療費適正化計画と連携した取組
 - ・ 特定健診・特定保健指導・がん検診の実施率の向上
 - ・ 後発医薬品の使用率の向上
 - ・ やまがた健康マイレージの実施 など
- 保険者努力支援制度を活用した医療費適正化への取組強化

第7章 市町村国保事業運営の広域化及び効率化

- 保険者事務の共同実施
- 医療費適正化・保健事業・収納の共同実施
- 収納対策の共同実施
- ・ 事務の標準化に向けた取組
- ・ 新たに作業部会を設置

第8章 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の施策との連携

第9章 関係市町村相互間の連絡調整

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する 国民健康保険における傷病手当金の支給に係る適用期限の延長について

<概 要>

新型コロナウイルス感染症の感染防止拡大の観点から、国保に加入している被用者が感染等した場合、国の財政支援に合わせ、令和2年1月1日から9月30日までの間で療養のため労務に服することができない期間については、傷病手当金を支給できるよう、本年4月に国保条例を改正しましたが、その後、国が財政支援の適用期限を同年12月31日まで延長するとしたことを踏まえ、本市においても国保規則を改正し、同日まで適用期限を延長したものです。

固定資産税の課税誤りに伴う国民健康保険税の取り扱いについて

1 国民健康保険税への影響

固定資産税の課税誤りに伴い、本市の国民健康保険税の算定方法においては、従前、資産割を含む4方式を採用していたため、平成30年度の県単位化前の平成28及び29年度課税分に影響が生じることとなった。

2 件数および還付額

件 数：1, 307件

還付額：6, 912, 600円

3 今後のスケジュール

12月 12月補正予算議決

1月 国民健康保険税更訂通知書発送（税務課）

2月 還付通知発送（納税課）

2～3月 還付処理（納税課）